



# 島根県報

平成20年 3 月28日 (金)  
号外 第 56 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

公企規程	
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	3
島根県企業局燃料油調達規程	6

## 島根県公営企業管理規程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第58条の 2 第 1 項を次のように改める。

起案は、起案用紙を用いなければならない。

様式第 9 号を次のように改める。



様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第 4 条第 2 項の表中「東部事務所」を「<sup>「本局</sup>  
東部事務所」に改める。

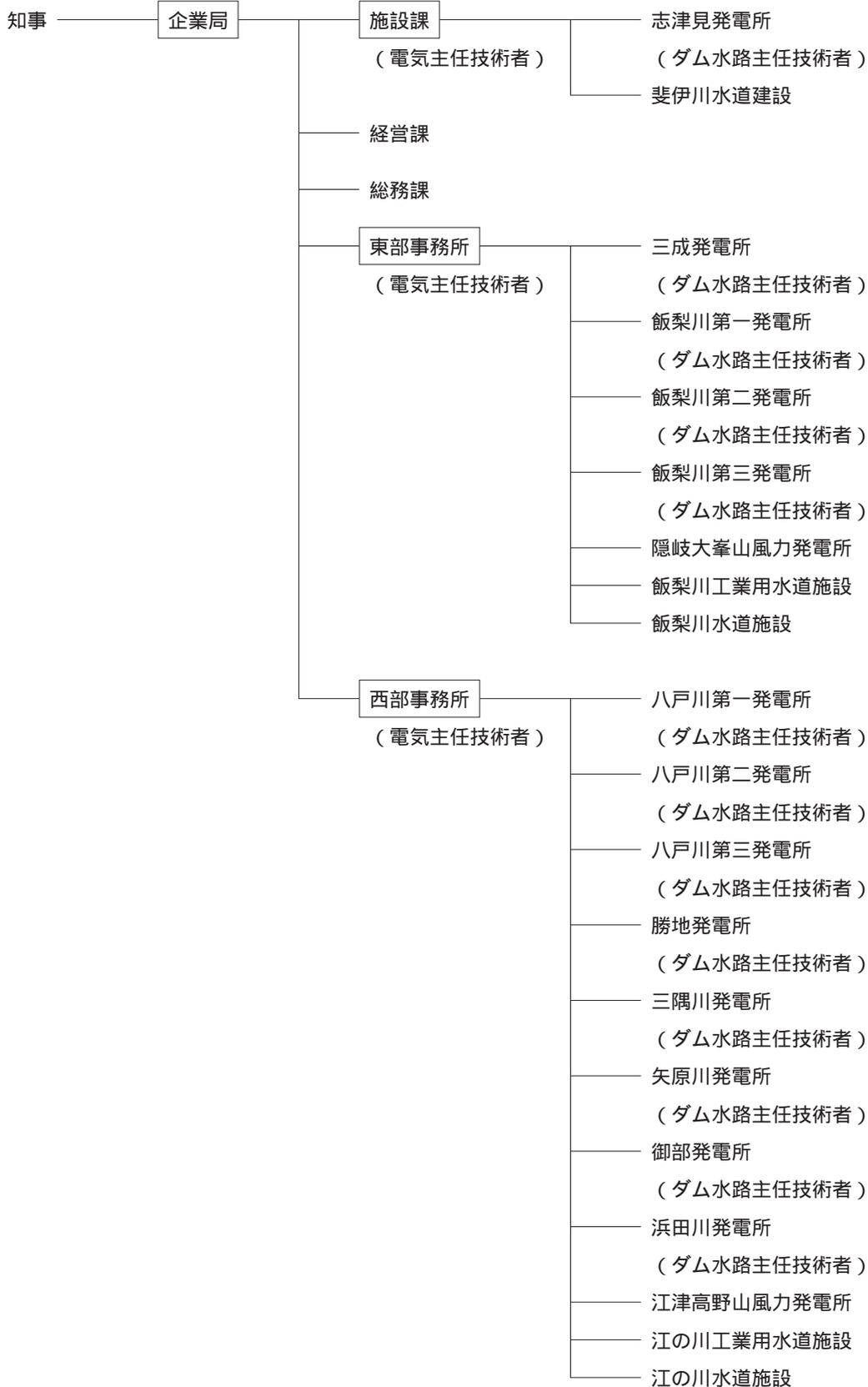
第 5 条第 6 号中「溶接検査」を「溶接事業者検査」に、「定期自主検査」を「定期事業者検査」に、「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第 9 章の章名、第24条（見出しを含む。）及び第25条（見出しを含む。）中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

保安管理組織



注1  印は、保安関係組織を示す。

2  印は、自家用電気工作物を示す。

## 別表第 2 ( 第 3 条関係 )

## 保安業務所掌

区 分	分 掌 業 務
施 設 課	電力の供給に関する事。 新規事業の調査、計画及び開発に関する事。 建設事業のうち電気事業法に係る電気工作物の設置に関する事。 多目的ダムの建設等公共事業との共同施行に関する事。 発電所及び水道事務所の電気施設の維持並びに改良修繕に関する事。 電気事業に係る施設の運営管理に関する事。 水道事業及び工業用水道事業に係る電気施設の運営管理に関する事。 保安教育に関する事。
東部事務所 西部事務所	発電所及び水道・工業用水道施設に係る電気施設の運転、保守及び建設に関する事。

別表第4(第11条関係)水道・工業用水道施設の巡視、点検及び測定の基本

巡 視		点 検			測 定		
機器又は設備	周期	機器又は設備	点検項目	周期	機器又は設備	測定項目	周 期
受電設備	1日	変圧器	普通点検	3年	変圧器	各種測定試験	3年
		遮断器	普通点検	3年	遮断器	各種測定試験	適時
			精密点検	適時		母線	絶縁抵抗測定
		普通点検	3年	その他機器	各種測定試験		3年
		精密点検	適時				
配電設備	1日	変圧器	普通点検	3年	変圧器	各種測定試験	3年
		遮断器	普通点検	3年	遮断器	各種測定試験	適時
			精密点検	適時		母線	絶縁抵抗測定
		普通点検	3年	その他機器	各種測定試験		3年
		精密点検	適時				
負荷設備	1日	電動機	普通点検	1年	電動機	各種測定試験	1年
		蓄電池	精密点検	適時	蓄電池	比重液温測定	4回/年
			普通点検	6月		制御装置	絶縁抵抗測定
		精密点検	適時	その他機器	継電器試験		1~2年
		普通点検	1年				各種測定試験
非常用 予備発電装置	1日	原動機・補機	普通点検	3年	原動機	各種測定試験	適時
			精密点検	10年	補機	絶縁抵抗測定	1年
		発電機	普通点検	6月	発電機	各種測定試験	適時
			精密点検	適時		制御装置	絶縁抵抗測定
		普通点検	6月	その他機器	絶縁抵抗測定		1年
		精密点検	適時				継電器試験
		普通点検	1年		各種測定試験	1年	

(注)

- 1 巡視とは、主として人間の諸感覚及び設備の付属計器によって、設備の状態の概況を把握することをいう。
- 2 東部事務所及び西部事務所から遠隔監視・制御している設備の巡視の周期は、2週とする。
- 3 別表第3の注の2から4までに同じ。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

島根県企業局燃料油調達規程をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## (趣旨)

第 1 条 燃料油に関する事務については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料油 県企業局において使用する燃料油で、企業局総務課長（以下「総務課長」という。）が購入単価及び購入先を決定し、支払うものをいう。
- (2) 事業所 島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）第11条に規定する事業所をいう。

## (燃料油の購入単価及び購入先の決定等に係る行為)

第 3 条 島根県公営企業の契約に関する行為を事業所の長に委任する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第18号）第 2 号の規定により事業所の長に委任された行為のうち、燃料油の購入単価及び購入先の決定及び変更に係る行為については、総務課長が行った当該行為は、事業所の長が行ったものとみなす。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規程の規定は、平成20年度以降の燃料油に関する事務について適用し、平成19年度の燃料油に関する事務については、なお従前の例による。

